

千葉県報		第14156号	
千葉県報		令和8年6月30日	
目次		定例	
告示	千葉県と船橋市との間における児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約	一	（事務の委託） 第一条 船橋市は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の第十四第一項の規定により、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十四条に規定する児童自立支援施設に関する事務を千葉県に委託する。 （経費の負担等）
告示	土地改良区定款の変更認可（三件）	一	第二条 千葉県が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、船橋市が負担するものとする。
告示	道路区域の変更	一	2 前項の経費の額及び納付の時期は、千葉県知事と船橋市長が協議して定める。この場合において、千葉県知事は、あらかじめ当該経費の見積もりに関する書類を船橋市長に送付するものとする。
告示	道路の供用開始	二	第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、千葉県知事と船橋市長が協議して定める。
告示	土地区画整理事業の事業計画の変更	二	附則 この規約は、令和八年七月一日から施行する。
告示	選挙管理委員会告示	二	千葉県告示第三百六十二号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、君津市大坂土地改良区の定款の変更を令和八年六月二十二日付けで認可した。 令和八年六月三十日 千葉県知事 熊谷 俊人
告示	公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示	二	千葉県告示第三百六十三号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、君津郡大坪土地改良区の定款の変更を令和八年六月二十二日付けで認可した。 令和八年六月三十日 千葉県知事 熊谷 俊人
告示	令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等の変更	三	千葉県告示第三百六十四号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、山武郡中央土地改良区の定款の変更を令和八年六月二十二日付けで認可した。 令和八年六月三十日 千葉県知事 熊谷 俊人
告示	建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等の変更	三	千葉県告示第三百六十五号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次
告示	都市計画緑地の関係図書の縦覧	四	
告示	都市計画公園の関係図書の縦覧	四	
告示	特定調達公告	四	
告示	入札公告（二件）	四	
告示	落札者等の公告	四	
告示	正誤	五	
告示	令和八年二月十七日付け県報号外第一〇号中	五	
告示	令和八年三月三十一日付け県報号外第二二号中	五	
告示	千葉県告示第三百六十一号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、次の規約のとおり船橋市の児童自立支援施設に関する事務の委託を受けた。 令和八年六月三十日 千葉県知事 熊谷 俊人 千葉県と船橋市との間における児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約		

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

表木更津市選挙管理委員会の項に次のように加える。									
木更津市中央地域交流センター	木更津市富士見一丁目二番一号	令和八年五月十一日							
木更津市富来田地域交流センター	木更津市真里谷二一〇番地	令和八年五月十一日							
木更津市岩根地域交流センター	木更津市高柳三丁目二番一号	令和八年五月十一日							
木更津市鎌足地域交流センター	木更津市矢那八九九番地一	令和八年五月十一日							
木更津市中郷地域交流センター	木更津市井尻七八九番地	令和八年五月十一日							
木更津市富岡地域交流センター	木更津市下郡一、七七〇番地一	令和八年五月十一日							
木更津市文京地域交流センター	木更津市文京二丁目六番五四号	令和八年五月十一日							
木更津市八幡台地域交流センター	木更津市八幡台四丁目二番一号	令和八年五月十一日							
木更津市東清地域交流センター	木更津市笹子四六九番地一	令和八年五月十一日							
木更津市清見台地域交流センター	木更津市清見台南五丁目一番二九号	令和八年五月十一日							
木更津市清見台地域交流センター	木更津市清見台南五丁目一番二九号	令和八年五月十一日							
木更津市畑沢地域交流センター	木更津市畑沢一、〇五三番地一二	令和八年五月十一日							
木更津市岩根地域交流センター	木更津市江川九三四番地一	令和八年五月十一日							
木更津市西清川地域交流センター	木更津市永井作二丁目一番一二号	令和八年五月十一日							

木更津市波岡地域交流センター 木更津市桜井地域交流センター			木更津市大久保五丁目七番一号	令和八年五月十一日
			木更津市桜井新町四丁目二番地	令和八年五月十一日

公 告

令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等の変更

加者及び指名競争入札参加者の資格等

令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等（令和七年八月十九日付け千葉県公告）で公告した変更等の届出について、次のとおり変更する。

令和八年六月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 変更前の第十二 変更等の届出の二の表以外の部分

入札参加資格者は、変更等の届出を行った後、入札参加資格審査申請書記載事項変更届を印刷し、次の表の事項欄に掲げる変更事項ごとにそれぞれ同表の添付書類欄に掲げる書類を添付して、郵送等により知事に提出しなければならない。

二 変更後の第十二 変更等の届出の二の表以外の部分

入札参加資格者は、変更等の届出を行った後、次の表の事項欄に掲げる変更事項に係る同表の添付書類欄に掲げる書類を、郵送等により知事に提出しなければならない。

なお、提出書類の提出は、当該提出書類が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であつて、電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものをいう。）をもつて行うことができる。

建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等の変更

建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等（令和八年四月二十八日付け千葉県公告）で公告した入札に参加することができる者、入札参加資格審査の申請方法及び提出書類並びに変更等の届出について、次のとおり変更する。

令和八年六月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 変更前の第一 入札に参加することができる者の三

建設業にあつては、次のいずれかに該当する者

1 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者 2 次のいずれかの届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。） （一）健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出の義務 （二）厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による届出の義務 （三）雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出の義務 変更後の第一 入札に参加することができる者の三 建設業にあつては、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者 三 変更前の第三 入札参加資格審査の申請方法及び提出書類の二の表以外の部分 申請者は、電子申請後、入札参加資格審査申請書を印刷し、次の表の申請区分欄に掲げる業者ごとにそれぞれ同表の添付書類欄に掲げる書類を添付して、郵送等により知事に提出しなければならない。 四 変更後の第三 入札参加資格審査の申請方法及び提出書類の二の表以外の部分 申請者は、電子申請後、次の表の申請区分欄に掲げる業者に係る同表の添付書類欄に掲げる書類を、郵送等により知事に提出しなければならない。 なお、提出書類の提出は、当該提出書類が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であつて、電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものをいう。）をもつて行うことができる。 五 変更前の第十二 変更等の届出の二の表以外の部分 入札参加資格者は、変更等の届出を行った後、入札参加資格審査申請書記載事項変更届を印刷し、次の表の事項欄に掲げる変更事項ごとにそれぞれ同表の添付書類欄に掲げる書類を添付して、郵送等により知事に提出しなければならない。 六 変更後の第十二 変更等の届出の二の表以外の部分 入札参加資格者は、変更等の届出を行った後、次の表の事項欄に掲げる変更事項に係る同表の添付書類欄に掲げる書類を、郵送等により知事に提出しなければならない。 なお、提出書類の提出は、当該提出書類が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であつて、電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものをいう。）をもつて行うことができる。		都市計画緑地の関係図書の縦覧 令和八年六月三十日習志野市の変更に係る習志野都市計画緑地の関係図書の送付があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。 令和八年六月三十日 千葉県知事 熊谷 俊人 都市計画公園の関係図書の縦覧 令和八年六月三十日君津市の変更に係る君津都市計画公園の関係図書の送付があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。 令和八年六月三十日 千葉県知事 熊谷 俊人		特 定 調 達 公 告 この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。 入札公告 別冊のとおり一般競争入札に付する。 令和8年6月30日 千葉県知事 熊谷 俊人 入札公告 別冊のとおり一般競争入札に付する。 令和8年6月30日 千葉県知事 熊谷 俊人 落札者等の公告 別冊のとおり落札者等について公告する。 令和8年6月30日 千葉県知事 熊谷 俊人 正 誤	
---	--	---	--	--	--

令和八年三月三十一日付け県報号外第二二号中				令和八年三月三十一日付け県報号外第二二号中			
(人事課)				(人事課)			

購読料 本号（別冊を含む。） 一部 三六円

購読申込先 発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千 葉 県 ○四三（二二三）二六五八